

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2019-03

ハイライト：

特許法院2019. 1. 17. 宣告2018H05426の判決 [登録訂正 (特)]	1
「ブログサービス」関連の特許訴訟でネイバーが勝訴	2
「スターバックスコリアが特許侵害」韓国で初の電子領収書訴訟	2
伸縮性の高い「ストレッチャブルディスプレイ」特許出願「急増」	3
円形湿布薬の元祖ニチバン、韓国内の商標登録失敗	4
量子状態の交換、新技術の開発	5



特許判例

特許法院2019. 1. 17. 宣告2018H05426の 判決 [登録訂正 (特)]

[事件の概要及び判示の要旨]

国際特許出願を外国語で出願した出願人が、国内書面提出期間内に特許庁長に提出しなければならない韓国語翻訳文は、国際出願日に提出した明細書・請求の範囲・図面のうち説明部分および要約書の韓国語翻訳文であると限定的に挙げられており、国際出願日に提出した図面のうち説明を除いた部分は、韓国語翻訳文の提出対象として規定されていない。したがって、仮に国際特許出願を外国語で出願した出願人が、国際出願日に提

出した図面中の、説明部分の韓国語翻訳文を提出しなかった場合、図面の説明がなかったものとみなされるが、図面中の説明を除いた部分の韓国語翻訳文を提出しなかったとしても、これを記載していないものとみなす規定はなく、国際特許出願を外国語で出願した出願人が、翻訳文を提出しなければならない書類に図面の説明部分が除かれている点を考慮すれば、国際出願日に提出した図面中の説明を除いた部分は、国際特許出願の出願書に最初に添付された図面に記載されているものとすると見るのが相当である。

本事件の特許発明の出願書に最初に添付された図面は、国際出願日に提出した図面の図17～26cと韓国語翻訳文に記載された図1～16を合わせたものであるといえる。特許発明の出願書に添付された図面は、上記のとおり、出願書に最初に添付された図面と同一であるため、本事件の特許発明の設定登録に伴う登録公告の際、特許公報に

掲載されるべき図面は、上記のとおり、出願書に最初に添付された図面であるといえるが、本事件の特許発明に対する登録公告用特許公報には、韓国語翻訳文が提出された図1～16のみが掲載されている。登録公告は、特許権の設定を一般の公衆に公示することにより権利の安定を図り、第三者に対する不測の損害を防ぎ、特許発明に無効事由がある場合、登録公告日以降の設定登録日から3か月以内に誰でも無効審判を請求できるようにするために行われるものであって、特許権の設定・変更・消滅などとは何の関係もないため、本事件特許発明に対する登録公告用の特許公報に韓国語翻訳文が提出された図1～16のみ掲載されていたとしても、本事件特許発明の図面は、上記のとおり、出願書に最初に添付された図面、即ち、国際出願日に提出した図面の図17～26cと韓国語翻訳文に記載された図1～16を合わせたものとみるのが妥当である。特許発明の図面に記載された事項の範囲内での訂正か否かを判断する基準となる図面は、本事件特許発明に対する登録公告用の特許公報に掲載された図面ではなく、上記のとおり、出願書に最初に添付された図面であるといえる。

訂正事項3は、本事件特許発明の出願書に最初に添付された図面に含まれているが、その韓国語翻訳文には含まれていない図17～26cを追加するものなので、訂正事項3は、本事件特許発明の図面に記載された事項の範囲内での訂正に該当するものといえる。

紛争

「ブログサービス」関連の特許訴訟で ネイバーが勝訴

ネイバーがブログサービス関連の特許訴訟で、国内の中小企業に勝訴した。

ソウル中央地方法院民事62部は、中小企業のネオパッドがネイバーを相手取って起こした特許権侵害差止めなど、請求の訴において原告の請求を棄却したと発表した。

裁判部は、昨年8月に特許法院がネイバーがネオパッドを相手取って起こした特許登録無効請求訴訟で、ネイバー勝訴の判決を下した点を根拠に挙げた。当時、特許法院はネオパッドの特許発明について「通常の技術者が容易に発明できるもので、その進歩性が否定される」と説明していた。

裁判部は「特許法院は、同事件の発明は進歩性が否定されると判断した」とし、「ネオパッドの特許が、特許無効審判で無効になるのは明白である。ネオパッドの損害賠償請求は、権利乱用に該当するので認められない」と判示した。

ネオパッドは、2009年に「ホームページ統合サービス提供のシステム及び方法」の特許出願した。特許は、利用者にホームページに関する製作及び検索サービスを提供するための技術だ。

同社は昨年、「ネイバーブログサービスを提供する行為は、ネオパッドの特許権を侵害する」とし、「ブログサービスの提供を中止し、損害賠償としてまず1億余ウォンを支払う義務がある」との訴訟を提起していた。

「スターバックスコリアが特許侵害」 韓国で初の電子領収書訴訟

トムアンドトムズ、ロッテメンバーズ、LGユープラスなど大手の電子領収書事業を代行するITスタートアップ企業のザ・リアルマーケティングが、スターバックスコリアを相手に特許侵害訴訟を提起した。

最近、簡便決済を利用するユーザーが増え、紙の領収書の代わりに電子領収書を発行するケースが増えている。数千億ウォン規模の電子領収書事業をめぐる、初の大型特許訴訟となる。

ザ・リアルマーケティングのソン代表は、「特許法人などを通じて、2011年に初公開した電子領収書の自社特許を、スターバックスコリアが無断盗用した可能性を確認した」とし、「年間700億ウォンに達するロイヤルティを海外に支払っている大企業のアイデア盗用に、警鐘を鳴らすために訴訟を起こした」と訴訟の背景を説明した。

ザ・リアルマーケティングは、2011年10月に電子領収書の発行方法に関する特許(第10-1255142号)を出願、登録した。物品の購入やサービスの提供を受けた後、顧客の移動端末で決済内訳を含む電子領収書と情報を発行する方式だ。

特許は、△個人識別情報を含む電子領収書発行の会員として加入情報を入力、△加入時の個人識別キーでバーコードやQRコードを生成、顧客の移動端末に転送、△バーコードやQRコードを読み取り、転送後に決済承認を要請、△決済ごとに個別認証番号を生成、△電子領収書発行案内データを当該顧客の移動端末に転送、△決済内訳に関する電子領収書を生成、保存、△電子領収書の情報をバックアップして保存、することを含む、電子領収書の提供方法に関する。

一方、ザ・リアルマーケティングは、スターバックスの他にSPCなど電子領収書を導入した加盟店も対象に、法的訴訟を検討している。最近、大手流通企業とフランチャイズが電子領収書を相次いで導入しており、今回の判決次第では、大規模な訴訟が相次ぐ可能性もある。

電子領収書は、モバイル決済、カードポイント、現金に至るまで、売り場で使われるすべての決済手段による購入品目が含まれる領収書を発行するサービスだ。購入先、購入時期、購入品目、支払い金額などビッグデータの抽出が可能で、紙の領収書に代替できるため、主要な流通店などで導入している。

出願動向

伸縮性の高い「ストレッチャブルディスプレイ」特許出願「急増」

画面の大きさを自由に換えられるディスプレイに日常で接する日は、そう遠くないだろう。

特許庁は、ディスプレイ装置に関する特許出願のうち、ディスプレイ画面を自由自在に変形できるストレッチャブルディスプレイに関する特許出願が、最近増加してきたと発表した。

ストレッチャブルディスプレイは、フォルダブルディスプレイやローラブルディスプレイのように一方向だけに変形可能なとは異なり、二方向以上変形でき、変形した後に元の姿に戻る伸縮性を備えていることから、様々な分野での適用が期待されている。

特許庁は、「ディスプレイ装置のうちストレッチャブルディスプレイに関する特許出願(出願日基準)は、ここ10年間(2007年～2018年)で合計142件であったが、最近4年(2015年～2018年)の出願件数が、それ以前の4年(2011年～2014年)に比べて約1.8倍(48件→85件)増えた」と言及した。

ストレッチャブル関連の特許出願が最近大きく増えたことについて、特許庁は、「ストレッチャブルディスプレイは、フォルダブルディスプレイ、ローラブルディスプレイ以降の次世代ディスプレイに対する新たな市場拡大の契機をもたらし、ウェアラブル、モノのインターネット(IoT)、人工知能(AI)、車両用ディスプレイの第4次産業革命の先端技術との組み合わせで多様に活用できるため、先導的な研究開発がなされている」と分析した。

出願人別では、韓国人が出願の大半の136件(95.8%)を、外国人は6件(4.2%)を出願しており、多出願の順位ではサムスンディスプレイが32件(22.5%)、ETRI(韓国電子通信研究院)が16件(11.3%)、LGディスプレイが15件(10.6%)、ソウル大学が9件(6.3%)の順となっている。

特許庁は、「研究機関と大学の出願が全体の49%を占めており、基礎基盤技術の開発が活発に進められていることが分かる」とし、「主要技術別の出願動向を見ると、基板のたわみや変形に対する十分な伸縮性の確保が何よりも重要であるため、これを改善するための技術開発に関する出願割合が高いことが分かった」と伝えた。

特許庁のディスプレイ機器審査チーム長は、「ストレッチャブルディスプレイは、様々な分野に使える技術であり、韓国企業がストレッチャブルディスプレイ関連の市場で競争力を得るためには、伸縮性が確保された基板および電極構造関連の中核技術に関する特許権を優先的に確保して、当該分野で優

位を占めることが何よりも大切」と強調した。

災害放送技術の特許増加

・施設・装備の出願多し

大規模災害や事故情報を国が統合・管理し、迅速に該当地域に通報する放送通信技術の出願が、最近増加傾向にあることが分かった。

特許庁は、災害放送技術関連の特許が着実に出願されており、韓国人の出願は、漸進的な増加傾向にあるという調査結果を発表した。

この6年間に韓国人が出願した284件を出願人別に見てみると、中小企業148件(52%)、個人88件(31%)、大学及び研究所37件(13%)、大企業11件(4%)の順で、殆どの出願が中小企業及び個人を通じて行なわれてきた。

技術別出願動向の詳細を見ると、施設及び装備分野が128件(45%)、災害情報送信のための放送通信技術分野が119件(42%)、災害放送受信端末分野が31件(11%)だった。

災害放送は、迅速さが命である。このため政府は、国が災害放送網を統合管理する国家災害安全通信網の構築事業を進めており、2018年11月に中部圏からスタートし、2020年まで全国で段階的に拡大する予定だ。

今後の災害放送技術は、災害の管理を効率的に行うために、代表的な第4次産業革命技術であるビッグデータやモノのインターネットなどに組み込まれ、知能化された災害情報管理システムへと進化する傾向にある。

また、国家災害放送網と地域および機関別災害放送網が有機的に連結して、多様な災害環境に効率的に対処する「適合型災害放送システム」が登場する見通しだ。

特許庁の関係者は、「韓国でも大型の災害事故が頻繁になるにしたがい、統合管理できる災害放送体系を整えて、大型災害事故に対して効果的に対応しなければならない」とし、「多様な災害環境に能動的に対処するため、第4次産業と連携して持続的な技術開

発が要求されるので、政府と関連企業が協力して技術開発や優秀な特許の確保に力を入れなければならない」と語った。

円形湿布薬の元祖ニチバン、

韓国内の商標登録失敗

韓国に正規に輸入されていないため、日本旅行の際に、購入アイテムの必需品となる「ロイヒつぼ膏」で知られる日本のニチバン社が、韓国で商標権登録をしようとしたが拒絶された。韓国では円形の湿布薬を「コインパス」と言うが、すでに韓国の製薬会社も、丸い形の製品を「コインパス」として広報・販売しており、代表性と識別力が足りないというのが業界の反応である。



ニチバン社のコインパス<ロイヒつぼ膏>

業界によると、特許審判院は2019年2月1日、ニチバン株式会社が提起した「コインパス」商標の拒絶決定不服審判請求を棄却した。ニチバンは2015年4月に韓国語商標名「コインパス」を出願して特許庁に登録を申請したが、受け入れられなかった。その後、異議申立てにより再度商標登録を試みたが、特許庁は2017年7月に拒絶決定を下した。

ニチバン側は、拒絶決定不服審判を2017年8月に請求し、特許審判院は今年2月1日にこれを棄却した。ニチバンは、それ以前に個人が登録した韓国内の「コインパス」商標権の取消し審判を請求して勝訴し、同商標は無効となっている。

現在、絆創膏類で「コインパス」という名前で登録された商標権はない。しかし、同和薬品、柳韓洋行など韓国の多数の製薬会社が丸い形の湿布薬を生産・販売しており、これらの湿布薬が「コインパス」とい

う固有名詞で呼ばれている。そのため、韓国の製菓業界では、「コインパス」という商標名は代表性と識別力が不十分であると見ている。ただし、一部ではニチバンが円形湿布菓の元祖であるだけに「コインパス」という商標をニチバンが独占するのが妥当であるという意見もある。

**「類似商標多くて商売できず」
雪氷相手に中国業者が訴訟、
法院「9億ウォン賠償せよ」**

中国の会社が韓国のかき氷チェーン店である「雪氷（ソルビン）」を相手に「現地のブランド管理を適切に行わなかった」として訴訟を起し、商標権料の一部が返還されることとなった。

ソウル高等法院民事38部は、中国の上海雅浜食品が雪氷を相手に提起した不当利益金返還訴訟の控訴審で、原告の一部勝訴判決を下した。判決が確定すれば、雪氷は上海雅浜食品に9億5650万ウォンを支払わねばならない。

裁判部は、「雪氷は、中国に先出願・登録商標が存在し、「雪氷」に関連した商標等、ブランドの営業標識を登録できない可能性とリスクを知っていた」とし、「これを契約当時、上海雅浜食品に通知せず、信義誠実の原則の告知義務に違反した」と判断した。続いて「フランチャイズ事業を行うためには、ブランドの営業標識専用権を雪氷が確保していなければならなかったが、結果的に商標登録できず、上海雅浜食品の加盟事業者募集が著しく困難となった」と付け加えた。

雪氷は2015年に上海雅浜食品とライセンス料10億ウォンの「マスターフランチャイズ」契約を締結した。マスターフランチャイズは、事業者が直接海外に進出せずに現地企業と契約を結び、加盟事業運営権を販売する方式である。しかし、当時中国には、多数の現地企業が雪氷と類似した商標を出願し、「偽雪氷」店舗を運営していた。雪氷は契約前に、かかる類似商標があるという事実を知っていた。上海雅浜食品のライバル会社から「中国での訴訟を通じて雪氷商標に関する権利を取戻してあげる」という提案を受けたこともあった。遅ればせながら、中国で登録さ

れていた「설빙（ハングルで雪氷）」の商標を買って登録公告を出したが、中国当局は、国内の他の企業が先に登録した類似商標を保護するため「설빙（雪氷）」の登録を無効とした。上海雅浜食品は、雪氷の商標権をきちんと使用することができなくなって訴訟を起こした。

KOREAN
DESSERT
CAFE



かき氷ブランド雪氷のロゴ

1審の裁判部では、雪氷が類似商標の存在を確実に認識していたと見ることができず、中国に類似商標が存在しないという保証をしたものと見るできない、という判断により雪氷に軍配を上げていた。

最新技術

量子状態の交換、新技術の開発

慶熙大学数学科のイ・スジュン教授の研究チームが、2人のユーザーの量子情報を交換する「状態交換（state exchange）」という新たなプロトコルと量子情報通信におけるサイド情報を利用した量子状態の交換技術を開発した。

これは、量子情報通信において不可欠であるが多くのコストがかかる「もつれ（entanglement）」をできるだけ減らし、「サイド情報（side information）」を活用して、情報を交換する方式である。

情報社会のパラダイムを変える新技術として期待される、量子情報通信を活用した量子コンピュータは、1つの処理装置で複数の計算を同時に処理することができ、情報処理量と速度がこれまでのコン

コンピュータに比べてはるかに優れているが、情報交換のために発生するもつれに多くのコストがかかる点が、デメリットとして指摘されてきた。

情報通信における2人のユーザーAとBが情報を相互に交換するためには、1つのチャンネルを2回利用するのが一般的である。AがBに情報を伝達してBがAに情報を伝達する、または、これを逆に利用する方式である。量子情報通信でも、主に量子チャンネルを介して同じ方法で情報交換する。したがって、交換する情報の量が多ければ、より大きなサイズの量子チャンネルが必要というのが一般的な考えである。

通常の量子情報を伝達するためには、量子テレポーテーションという量子通信プロトコルを用いるのが最も容易な方法であり、この量子テレポーテーションを行うための2人のユーザー間の量子チャンネルは、もつれを介して作られる。しかし、両ユーザー間のもつれを作ることは容易でなく費用が生ずるため、研究チームは、もつれの使用回数とサイズを縮小することに焦点を合わせ、サイド情報からその解決策を探し出した。ユーザーが直接伝達するための情報ではないが、情報通信のために各ユーザーが付加的に使用する情報をサイド情報という。

イ教授の研究チームは、今回の研究を通じて、「量子状態の交換」でサイド情報を活用して、もつれのサイズと費用を減らし、さらには、もつれを介さず情報を交換できることを明らかにする一方で、このサイ

ド情報を活用した方法によって、もつれなく量子情報を互いに交換できるだけでなく、今後、使用されるもつれを、両ユーザー間で発生させることができるという事実も発見した。

慶熙大の関係者は、「この技術は今後、量子情報通信だけでなく、量子コンピュータの分野でも活用され得るが、特に分散量子コンピューティングを具現するために重要な、SWAPゲートの実現に大きな役割を果たすと期待されている」とし、「狭い意味での『量子状態の交換』は、量子コンピューティング回路ではSWAPゲートとして表現されるが、この研究では、SWAPゲートを実現する上で効率的な方法を提供しており、同方法が、分散量子コンピューティングの具現に活用できるものと期待している」と述べた。

同技術は、「サイド情報を利用した状態交換(State Exchange with Quantum Side Information)」という論文で、関連分野の権威ある国際学術誌「Physical Review Letters」1月号に掲載されている。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査・特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr